

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	高島市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.takashima.lg.jp/www/contents/1427720675231/index.html

執行機関名 高島市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高島市福祉医療費助成条例(平成17年条例第145号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(母子家庭の母等および児童、父子家庭の父および児童、ひとり暮らし寡婦、ひとり暮らし高齢寡婦)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高島市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第52号)別表第1 第1の項 高島市福祉医療費助成条例(平成17年条例第145号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第一条	高島市福祉医療費助成条例(平成17年条例第145号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、乳幼児、重度心身障害者(児)、母子家庭の母等および児童、父子家庭の父等および児童、ひとり暮らし寡婦ならびにひとり暮らし高齢寡婦の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		高島市福祉医療費助成条例(平成17年条例第145号) 高島市福祉医療費助成条例施行規則(平成17年規則第51号)